

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部 告示 第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成31年3月8日

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

理事長 田 中 義 克

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称 及び 数量

平成31年度 林業試験場 構内等 管理運営業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書による

(3) 契約期間 契約締結の翌日から 平成31年11月8日(金)まで

(4) 履行場所 北海道美唄市光珠内町東山 ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

(1) 平成31年 北海道告示 第6号に規定する 造園 の資格を有していること。

(2) 造園施工管理技士の1級取得者1名以上 又は 2級取得者2名以上有していること。

(3)刈払い機の安全衛生特別教育を終了している者が7名以上を有していること。

(4) 北海道内に本店又は支店（営業所）等を有していること。

(5) 北海道 及び 北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道 又は 道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 平成29年4月1日以降を契約期間とし、1の(1)に定める契約と種類 及び 規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。なお、3に定める制限付一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中にあるものについては、当該申請日の時点で契約不履行 又は 契約違反がない者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 仕様書の閲覧 及び 申請の時期 平成 31 年 3 月 8 日(金)から平成 31 年 3 月 25(月)までの毎日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒079-0198 北海道美唄市光珠内町東山
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部
企画調整部 企画グループ(研究支援)
(林業試験場 庁舎 1 階)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道美唄市光珠内町東山
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部
企画調整部 企画グループ(研究支援)

5 入札執行の場所 及び 日時

(1) 入札場所 北海道美唄市光珠内町東山 林業試験場 実験研修棟 森林工学実習室

(2) 入札日時 平成 31 年 4 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

6 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取り扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約の締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正に伴い消費税及び地方消費税に

変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称 及び 所在地

ア 名 称 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部
企画調整部 企画グループ(研究支援)

イ 所在地 〒079-0198 北海道美唄市光珠内町東山
電話番号 0126-63-4164

8 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

9 この入札は、取りやめること又は延期することがある。

10 この入札の執行は、公開する。

11 詳細は、入札説明書による。